

岐 阜 県 公 報

第 二 千 四 百 三 十 七 号
平 成 二 十 五 年 四 月 十 六 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

保安林に指定する予定である旨の通知

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

道路の区域変更

建築士事務所の処分

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

(税 務 課) 二 六 九

(治 山 課) 二 六 九

(同) 二 七 二

(道 路 維 持 課) 二 七 三

(建 築 指 導 課) 二 七 三

(西 濃 農 林 事 務 所) 二 七 三

告 示

岐阜県告示第二百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社鈴木石油店	鈴木常仁	瑞浪市稲津町小里二〇二二番地の五	平成二五・二・二八

岐阜県告示第二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町谷畑字北谷五二一の二、五二七、五三二から五三四まで、五五二から五五四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛騨温泉郷神坂字右俣七二六の一（国有林、次の図に示す部分に限る。）、

大野郡白川村大字尾神字境谷一五（国有林）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町市島字笛田洞二三五七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町那比字上三山手一五四五から一五四七まで、字上ヶ平一五六六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字水沢上三三四四の一九から三三四四の二一まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬名丸字深瀬三三〇〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町外津波字白倉一九七二の八、一九七四の一から一九七四の五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日川合字尾洞四一六四から四一六六まで、四一六九、四一七〇、

四一七一の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加茂郡川辺町上川辺字釜ヶ洞四〇六七、字小中谷四〇六九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
福白 岡川線	加茂郡白川町黒川字野尻 二〇番三地先から 同 郡 同 町 字 藤 野 三〇番八地先まで	後	前	一六・四 ル （メート） 二〇・〇	一五・〇 ル （メート）	

岐阜県告示第二百五十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）以下「法」という。（第二十六条第一項の規定により建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 処分をした年月日

平成二十五年三月二十九日

二 被処分者

(一) 名称

有限会社緑建築設計事務所

(二) 所在地

岐阜県土岐市泉梅ノ木町二丁目四八番地

(三) 開設者の氏名

有限会社緑建築設計事務所 代表取締役 安藤 克巳

(四) 建築士事務所の別

一級建築士事務所

(五) 登録番号

岐阜県知事登録第八九〇七号

三 処分の内容

建築士事務所登録の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社緑建築設計事務所の開設者である者が平成二十五年二月十九日に禁錮以上の刑に処せられた。

公 示

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年四月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

区士多養 改土
地度老 良区
改良東町 地名

平成 年就
三・三〇 月 日任

理事 役名

水 氏

谷 良

一 名

住

大垣市横曾根

一丁目二二番地

一 所

平成二十五年四月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社